

## 計量関係法規

## 注意事項

- 1 解答時間は、1時間10分である。
- 2 答案用紙の所定の欄に、氏名、生年月日及び受験番号を楷書体で正確に記入し、生年月日及び受験番号については、その下のマーク欄にもマークすること。
- 3 問題は25問で、全問必須である。
- 4 出題の形式は、五肢択一方式である（各問に対して5つの選択肢が用意されており、その中から一つの解答を選ぶ方法）。
- 5 マークの記入については、答案用紙に記された記入例を参照すること。
- 6 採点は機械による読み取りで行う。解答の記入にあたっては、次の点に十分注意すること。
  - (1) 解答は、各問の番号に対応するマーク欄に一カ所のみマークすること。
  - (2) 筆記用具はHBの黒鉛筆又は黒シャープペンシルを用い、マーク欄の枠内を塗りつぶすこと。  
※万年筆、黒以外の色の鉛筆、色の薄い鉛筆、ボールペン、サインペン等によるマークは、機械による読み取りができないので使用しないこと。
  - (3) 解答を修正する場合は、消しゴムできれいに消して、消しくずを残さないようにすること。
  - (4) 答案用紙は汚したり、折り曲げたりしないこと。
- 7 携帯電話はアラームモードを解除のうえ、電源を切り、鞆にしまうこと。
- 8 電卓は使用しないこと。

以上の注意事項及び係官からの指示事項が守られない場合は、採点されないことがある。

指示があるまで開かないこと。

受験番号	氏名

問1 計量法の目的及び用語の定義に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 「取引」とは、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為であり、無償の場合は、取引に該当しない。
- 2 「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。
- 3 計量法は、計量器の基準を定め、公正な計量の実施を確保し、もって産業の発展及び生活の質の向上に寄与することを目的とする。
- 4 取引若しくは証明における計量に使用される計量器は、「特定計量器」に該当し、主として一般消費者の生活の用に供される計量器は、「特定計量器」に該当しない。
- 5 「計量器の校正」とは、適正な計量を行うために計量器を調整することをいう。

問2 次のア～オのうち、物象の状態の量に対する法定計量単位として、誤っているものを含むものがいくつあるか、次の中から一つ選べ。

<物象の状態の量>	<法定計量単位>
ア 時間	秒、分、時
イ 質量	キログラム又はキロ、グラム、トン
ウ 温度	ケルビン、セルシウス度又は度
エ 光度	カンデラ
オ 体積	立方メートル、リットル、シーシー

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問3 次の記述は、計量法第9条の規定であるが、(ア)及び(イ)に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

第9条 第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量の計量に使用する計量器であつて非法定計量単位による目盛又は表記を付したものは、(ア)ではない。第5条第2項の政令で定める計量単位による目盛又は表記を付した計量器であつて、専ら同項の政令で定める特殊の計量に使用するものとして経済産業省令で定めるもの以外のものについても、同様とする。

2 前項の規定は、輸出すべき計量器その他の政令で定める計量器(イ)。

(ア)

(イ)

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1 取引又は証明に用い       | については、適用しない      |
| 2 取引又は証明に用い       | についても、同様とする      |
| 3 取引又は証明に用い       | については、経済産業省令で定める |
| 4 販売し、又は販売の目的で陳列し | については、適用しない      |
| 5 販売し、又は販売の目的で陳列し | についても、同様とする      |

問4 次の記述は、計量法第10条の規定であるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

第10条 物象の状態の量について、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者は、(ア) その物象の状態の量の計量をするように努めなければならない。

2 都道府県知事又は政令で定める市町村若しくは特別区(以下「特定市町村」という。)の長は、前項に規定する者が同項の規定を遵守していないため、適正な計量の実施の確保に(イ)と認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。ただし、第15条第1項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、(ウ)することができる。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	適確に	危険が及んでいる	その旨を公表
2	より適確に	重大な危機が発生している	これに従うべき旨を命令
3	正確に	重大な危機が発生している	営業の全部又は一部の停止を命令
4	正確に	著しい支障を生じている	その旨を公表
5	より正確に	著しい支障を生じている	これに従うべき旨を命令

問5 次に示す計量法第12条第1項の政令で定める商品（特定商品）と、その特定物象量（特定商品ごとに政令で定める物象の状態の量）の組合せのうち、誤っているものを一つ選べ。

<特定商品>	<特定物象量>
1 はちみつ	質量
2 皮革	面積
3 しょうゆ	体積
4 食用植物油脂	体積
5 液化石油ガス	質量又は体積

問6 商品の販売に係る計量に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の輸入の事業を行う者は、その特定物象量に関し密封をされたその特定商品を輸入して販売するときは、その容器又は包装に、量目公差を超えないように計量をされたその特定物象量が同項の経済産業省令で定めるところにより表記されたものを販売しなければならない。
- 2 計量法第12条第2項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、容器に入れたその特定商品を販売するときは、その容器にその特定物象量を法定計量単位により、経済産業省令で定めるところにより、表記しなければならない。
- 3 計量法第13条第1項の政令で定める特定商品の販売の事業を行う者は、その特定商品をその特定物象量に関し密封をするときは、量目公差を超えないようにその特定物象量の計量をして、その容器又は包装に経済産業省令で定めるところによりこれを表記しなければならない。
- 4 密封とは、商品を容器に入れ、又は包装して、その容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、当該物象の状態の量を増加し、又は減少することができないようにすることをいう。
- 5 特定物象量とは、特定商品ごとに計量法第12条第1項の政令で定める物象の状態の量をいい、長さ、質量、体積及び面積が定められている。

問7 次の記述は、計量器の使用に関するものであるが、正しいものを一つ選べ。

- 1 検定証印が付されているすべての特定計量器は、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してよい。
- 2 特定計量器の中には、取引又は証明における法定計量単位による計量に際し、その使用方法について制限しているものはない。
- 3 巻尺は、特定計量器ではないため、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用することはできない。
- 4 検定証印が付されていない特定計量器であっても、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用してよい場合がある。
- 5 特殊容器は計量器でないため、これを用いて商品の体積を示して販売を行う際には、必ず特定計量器を用いて体積を計量する必要がある。

問8 定期検査に関するア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか、次の中から一つ選べ。

- ア 定期検査は、1年以上において特定計量器ごとに政令で定める期間に1回、区域ごとに行う。
- イ 計量法第22条では、「都道府県知事が定期検査の実施について前条第2項の規定により公示したときは、当該定期検査を行う区域内の特定市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、経済産業省令で定めるところにより、都道府県知事に報告しなければならない。」と規定されている。
- ウ 定期検査に合格した特定計量器には、経済産業省令で定めるところにより、定期検査済証印を付する。
- エ 定期検査に合格しなかった特定計量器に定期検査済証印が付されているときは、その定期検査済証印を除去する。
- オ 定期検査の合格条件の一つに、その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えないこと、がある。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個



問9 指定定期検査機関に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用い、かつ、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者に定期検査を実施させなければならない。
- 2 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。
- 3 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。
- 4 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程（業務規程）を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 5 都道府県知事又は特定市町村の長は、認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適當となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

問10 次の記述は、特定計量器の製造又は修理に関するものであるが、誤っているものを一つ選べ。

- 1 届出製造事業者又は届出修理事業者は、特定計量器の修理をしたときは、経済産業省令で定める基準に従って、当該特定計量器の検査を行わなければならない。
- 2 届出製造事業者は、その届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 3 届出修理事業者は、当該特定計量器の修理をしようとする事業所の名称及び所在地に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（電気計器の届出修理事業者にあつては、経済産業大臣）に届け出なければならない。
- 4 特定計量器の製造の事業を行おうとする者（自己が取引又は証明における計量以外にのみ使用する特定計量器の製造の事業を行う者を除く。）は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 届出製造事業者は、その届出をした特定計量器について修理の事業を行うときは、修理の事業を行う旨を都道府県知事に届け出なければならない。

問11 次の計量器のうち、計量法第57条の規定により譲渡等が制限されている特定計量器として正しいものを一つ選べ。

- 1 アネロイド型血圧計
- 2 体積計
- 3 非自動はかり
- 4 濃度計
- 5 照度計

問12 次の記述は、計量法第75条の装置検査に関するものであるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

経済産業大臣、(ア)は、経済産業省令で定める方法により装置検査を行い、車両等装置用(イ)が経済産業省令で定める技術上の基準に適合するときは合格とし、経済産業省令で定めるところにより、(ウ)を付する。

(ウ)の有効期間は、車両等装置用(イ)ごとに政令で定める期間とし、その満了の年月を(ウ)に表示するものとする。

装置検査に合格しなかった車両等装置用(イ)に(ウ)が付されているときは、これを除去する。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	都道府県知事又は指定検定機関	計量器	装置検査証印
2	都道府県知事又は特定市町村の長	特定計量器	装置検査証印
3	都道府県知事又は指定検定機関	特定計量器	装置検査済証印
4	都道府県知事又は特定市町村の長	計量器	装置検査済証印
5	都道府県知事又は指定検定機関	特定計量器	装置検査証印

問13 次の記述は、計量法第80条の承認製造事業者に係る基準適合義務に関するものであるが、(ア)及び(イ)に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

承認製造事業者は、(ア) 特定計量器を製造するときは、当該特定計量器が法第71条第1項第1号の経済産業省令で定める(イ) (同条第2項の経済産業省令で定めるものを除く。) に適合するようにしなければならない。

(ア)

(イ)

- |   |                   |           |
|---|-------------------|-----------|
| 1 | その届出を行った事業の区分に属する | 製造方法に係る基準 |
| 2 | その承認に係る型式に属する     | 技術上の基準    |
| 3 | あらかじめ届け出た         | 検定公差      |
| 4 | その届出を行った事業の区分に属する | 検定公差      |
| 5 | その承認に係る型式に属する     | 製造方法に係る基準 |

問14 指定製造事業者制度に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 指定製造事業者の指定は、届出製造事業者又は外国製造事業者の申請により、第40条第1項の経済産業省令で定める事業の区分に従い、その工場又は事業場ごとに行う。
- 2 指定製造事業者は、経済産業省令で定めるところにより、その指定に係る工場又は事業場において製造する第76条第1項の承認に係る型式に属する特定計量器（あらかじめ都道府県知事に届け出て製造される輸出用の特定計量器及び試験的に製造される特定計量器を除く。）について、検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 3 経済産業大臣は、当該指定に係る工場又は事業場における品質管理の方法が経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、指定製造事業者に対し、当該特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の改善、品質管理の業務の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 指定を受けようとする外国製造事業者は、氏名又は名称及び住所、事業の区分、品質管理の方法に関する事項並びに製造開始年月日を記載した申請書を、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 5 経済産業大臣は、型式承認表示と紛らわしい表示を特定計量器に付した指定製造事業者の指定を取り消すことができる。

問15 基準器検査に合格した計量器に付す基準器検査証印の形状として、正しいものを一つ選べ。



問16 計量証明の事業に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、次の中から一つ選べ。

ア 都道府県知事は、計量証明事業者が計量証明の事業について不正の行為をしたときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

イ 大気、水又は土壌中の物質の濃度の計量証明の事業を行おうとする者は、経済産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

ウ 計量証明の事業の登録の基準の一つとして、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が経済産業省令で定める基準に適合するものであること、がある。

エ 計量証明事業者は、その計量証明の事業について計量証明を行ったときは、経済産業省令で定める事項を記載し、経済産業省令で定める標章を付した証明書を交付することができる。

オ 経済産業大臣は、計量証明事業者が登録の基準に適合しなくなったと認めるときは、その計量証明事業者に対し、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問17 計量証明検査に関する次のア～オの記述のうち、正しいものがいくつあるか、次の中から一つ選べ。

- ア 計量証明検査に合格しなかった特定計量器に型式承認の表示が付されているときは、その型式承認表示を除去する。
- イ 適正計量管理事業所の指定を受けた計量証明事業者がその指定に係る事業所において使用する特定計量器は、計量証明検査を受ける必要はない。
- ウ 特定市町村の長は、指定計量証明検査機関に計量証明検査を行わせることができる。
- エ 指定計量証明検査機関の指定は、4年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- オ 計量証明検査の合格条件の一つとして、検定証印又は基準適合証印（計量法第72条第2項の政令で定める特定計量器にあつては、検定証印又は基準適合証印の有効期間を経過していないものに限る。）が付されていること、がある。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個



問18 次の記述は、計量法第121条の2の特定計量証明事業を行おうとする者の認定に関するものであるが、(ア)～(ウ)に入る語句の組合せとして正しいものを一つ選べ。

- ・特定計量証明事業を適正に行うに必要な(ア)を有するものであること。
- ・特定計量証明事業を適確かつ円滑に行うに必要な(イ)を有するものであること。
- ・特定計量証明事業を適正に行うに必要な(ウ)が定められているものであること。

	(ア)	(イ)	(ウ)
1	管理組織	技術的能力	計量管理の方法
2	事業規程	技術的能力	業務の実施の方法
3	事業規程	経理的基礎	計量管理の方法
4	管理組織	技術的能力	業務の実施の方法
5	管理組織	経理的基礎	計量管理の方法

問19 特定計量証明認定機関に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣による特定計量証明認定機関の指定は、経済産業省令で定める区分ごとに、経済産業省令で定めるところにより、計量法第121条の2の認定を行おうとする者の申請により行う。
- 2 経済産業大臣による特定計量証明認定機関の指定は、4年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 3 特定計量証明認定機関は、認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定のための審査を行わなければならない。
- 4 特定計量証明認定機関は、認定を行うときは、経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者にその認定を実施させなければならない。
- 5 経済産業大臣は、特定計量証明認定機関が計量法第121条の8第1号から第4号までに適合しなくなったと認めるときは、その特定計量証明認定機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

問20 計量士に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 経済産業大臣は、計量器の検査その他の計量管理を適確に行うために必要な知識経験を有する者を計量士として登録する。
- 2 計量士でない者は、計量士の名称を用いてはならない。
- 3 計量士の登録を受けようとする者は、その住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して、経済産業大臣に登録の申請をしなければならない。
- 4 経済産業大臣は、計量士がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めて、計量士の名称の使用の停止を命ずることができる。
- 5 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、計量士に対し、特定計量器の使用の状況に関し報告させることができる。

問21 適正計量管理事業所に関する次の記述のうち、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所の指定を受けるための申請書に記載することが必要な事項の一つとして、当該事業所で使用する特定計量器の名称、性能及び数、がある。
- 2 適正計量管理事業所の指定においては、特定計量器の種類に応じて経済産業省令で定める計量士が、当該事業所で使用する特定計量器について、経済産業省令で定めるところにより、検査を定期的に行うものであることが必要である。
- 3 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、当該適正計量管理事業所において使用する特定計量器について計量士が行った検査の結果を記載し、これを保存しなければならない。
- 4 適正計量管理事業所の指定を受けた者は、当該適正計量管理事業所において、経済産業省令で定める様式の標識を掲げることができる。
- 5 国の事業所は、適正計量管理事業所の指定を受けることができない。

問22 計量法第132条の適正計量管理事業所の指定の取消しに該当するものとして、誤っているものを一つ選べ。

- 1 適正計量管理事業所として、計量法第10条第2項の勧告を受けたとき。
- 2 適正計量管理事業所の指定申請書の記載事項に変更が生じた場合に、遅滞なく、その旨の届出をしなかったとき。
- 3 適正計量管理事業所の指定の基準への適合命令に違反したとき。
- 4 不正の手段により適正計量管理事業所の指定を受けたとき。
- 5 適正計量管理事業所として、経済産業省令で定める様式の標識ではなく、これと紛らわしい標識を掲げる行為をしたとき。

問23 特定標準器による校正等に関する次のア～オの記述のうち、誤っているものがいくつあるか、次の中から一つ選べ。

ア 経済産業大臣は、計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器又はこれを現示する標準物質を製造するための器具、機械若しくは装置を指定するものとする。

イ 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行ったときは、器差及び器差の補正の方法を記載した成績書を交付するものとする。

ウ 経済産業大臣、日本電気計器検定所又は指定校正機関は、特定標準器による校正等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定標準器による校正等を行わなければならない。

エ 指定校正機関の指定の基準の一つとして、特定標準器による校正等の業務を行う計量士が置かれていること、がある。

オ 指定校正機関の指定は、都道府県知事が定めるところにより、特定標準器による校正等を行おうとする者の申請により、その業務の範囲に限って行う。

- 1 1個
- 2 2個
- 3 3個
- 4 4個
- 5 5個

問24 計量器の校正等の事業を行う者の登録の要件に関するア～エの記述のうち、正しいものの組合せを次の中から一つ選べ。

- ア 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。
- イ 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。
- ウ 法人にあっては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が特定標準器による校正等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- エ 特定標準器による校正等の業務を適確かつ円滑に行うに必要な技術的能力及び経理的基礎を有するものであること。

- 1 ア及びイ
- 2 ア及びウ
- 3 ア及びエ
- 4 イ及びウ
- 5 イ及びエ

問25 計量法の立入検査、罰則に関する次の記述のうち、正しいものを一つ選べ。

- 1 特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、計量士の事務所に立ち入り、計量器その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定定期検査機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 法第2条第1項第1号に掲げる物象の状態の量について、法定計量単位以外の計量単位（非法定計量単位）を取引又は証明に用いても、懲役又は罰金に処せられることはない。
- 4 法第25条に規定する定期検査に代わる計量士による検査において、計量士が、定期検査の合格条件に適合しないにもかかわらず、適合する旨の証明書をその特定計量器を使用する者に交付しても、懲役又は罰金に処せられることはない。
- 5 経済産業大臣は、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器（法第16条第1項の政令で定めるものを除く。）を検査させた場合において、その特定計量器の器差が経済産業省令で定める使用公差を超えるときは、その特定計量器を没収し、又は廃棄させることができる。